全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶https://sii.or.jp/

五次公募	公募期間　2026年11月6日(金)～12月25日(金) 交付決定　2027年2月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2028年1月31日(月)まで

申請　審査　｜　事業期間：発注　設置　検収　支払い　｜　事業完了：複数年度事業　2028年1月31日(月)まで

事業開始：交付決定日

※契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。
交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

留意事項

- 当資料は5次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
 SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(Ⅲ)GX設備単位型／(Ⅲ)設備単位型	ナビダイヤル	0570-01-5116
	IP電話からのお問い合わせ	042-303-0855
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型	※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。	03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative
DNP 大日本印刷株式会社
※ 本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社との共同事業体により執行する事業です。

パンフレットの記載記事・写真の無断複写(コピー)・複製・転載を禁じます。 Copyright©Sustainable open Innovation Initiative. All Rights Reserved.

令和7年度補正予算　5次公募

省エネ・非化石転換補助金

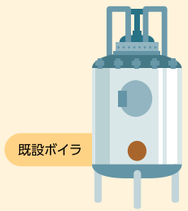
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金　省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。
工場・事業場型 と 設備単位型 の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、
設備単位型ver.

対象となる事業区分
(Ⅲ)GX設備単位型／(Ⅲ)設備単位型
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型　(Ⅳ)エネルギー需要最適化型 です。

最大補助率 1/2



事業実施前

工場・事業場内の設備単位で
省エネを図る取組を支援します。



事業実施後

補助対象となる設備について

設備単位の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した設備が対象。

①高効率空調(業務・産業用エアコン)
②産業ヒートポンプ
③業務用給湯器
④高性能ボイラ
⑤高効率コージェネレーション
⑥低炭素工業炉
⑦変圧器
⑧冷凍冷蔵設備
⑨産業用モータ
⑩制御機能付きLED照明器具
⑪工作機械
⑫プラスチック加工機械
⑬プレス機械
⑭印刷機械
⑮ダイカストマシン

※上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

～SIIが公開するリストから選択可能～


など

電化・脱炭素燃転型 対象設備

指定設備のうち、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う以下の5設備が対象。

②産業ヒートポンプ　③業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器
④高性能ボイラ　⑤高効率コージェネレーション　⑥低炭素工業炉

※上記の設備区分に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素型燃転に資するとして指定した設備も対象となる。

水素対応設備

指定設備のうち水素燃料を使用し、設備の仕様として専焼又は10%以上(体積比)の混焼が可能な設備が対象。

※水素燃焼を行うために設備を改造する事業は、電化・脱炭素燃転型における指定設備区分以外の設備も認める。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムであって、SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

5次公募期間
複数年度事業のみ対象
2026年11月6日(金)～2026年12月25日(金)

令和7年度補正予算「省エネ・非化石転換補助金」の公募は5次公募をもって終了となり、6次公募を実施する予定はありません。
なお、5次公募においては複数年度事業のみ公募を実施し、単年度事業は対象外です。

本パンフレットは5次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。事業期間が複数年度（最長2年間）にわたる事業のみ公募を実施し、単年度事業は対象外です。

（Ⅲ）GX設備単位型／（Ⅲ）設備単位型

導入予定設備を決める	原油換算量ベースで、各事業区分が示すいずれかの省エネ要件を満たすこと	事業区分	補助対象経費	補助率
国内の法人および個人事業主（中小企業者等／大企業、その他）				
省エネ型設備（指定設備）に更新して、設備単位で省エネ化を図る	省エネ率 10%以上 or 省エネ量 1kl以上 or 経費当たり省エネ量 1kl/千万円以上	従来枠	更新 の場合	設備費 の 1/3を補助【補助金上限額：1億円/事業全体】
GXへの取り組みを表明しているメーカーが販売している省エネ型設備（指定設備）へ更新して、設備単位で省エネ化を図る	同上	New メーカー強化枠	更新 の場合	設備費 の 1/3を補助【補助金上限額：3億円/事業全体】
GXへの取り組みを表明しているメーカーが販売している特にエネルギー消費効率の高い設備（トップ性能設備）へ更新して設備単位で省エネ化を図る	同上	New トップ性能枠 Point 4次公募から、対象設備に、「産業ヒートポンプ（低温帯）」・「高効率コージェネレーション」を追加いたしました。	更新 の場合	設備費 の 1/2を補助【補助金上限額：3億円/事業全体】
新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所又は、既存の事業所に、GXへの取り組みを表明しているメーカーが販売している特にエネルギー消費効率の高い設備（トップ性能設備）を新設して省エネ化を図る			新設 の場合	設備費 の 1/5を補助【補助金上限額：3億円/事業全体】

Point
SIIが公開する型番リストから更新する設備を選択してください。
型番リストはこちら▼

Point
トップ性能枠は、SIIが設置した第三者委員会が定めた「トップ性能基準」を満たす設備を導入（更新・新設）する事業。

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

Point
2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備が対象となります。

導入予定設備を決める	事業要件等	原油換算量ベースで、各事業区分が示すいずれかの省エネ要件を満たすこと	事業区分	補助対象経費	補助率
国内の法人および個人事業主（中小企業者等／大企業、その他）					
省エネ型設備（指定設備）へ更新して、電化又は低炭素な燃料に転換を図る	指定設備のうち、電化や脱炭素化を目的とした燃料転換を伴う右記5設備が対象。右記の設備区分に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素型燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象となる。 ヒートポンプ、水素対応設備など、一部機器について併用を認める。（但し、併用する場合であっても将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める。） ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉	省エネ率 非化石化の場合：省エネ率+非化石転換率 10%以上 or 省エネ量 非化石化の場合：省エネ量+非化石使用量 1kl以上 or 経費当たり省エネ量 1kl/千万円以上	更新事業 の場合	設備費 工事費（中小企業者のみ） の 1/2を補助【補助金上限額：3億円/事業全体】※付帯設備も対象 ※電化の場合は、5億円/事業全体	
現在使用している設備を水素燃焼可能な設備に改造して脱炭素化を図る	・既存設備を水素燃焼可能な設備に改造するために必要な設備等を導入すること。 ・水素燃料については、10%以上の混焼率で実稼働させること。	同上	New 改造事業 の場合	設備費 工事費 の 1/2を補助【補助金上限額：3億円/事業全体】※水素供給に不可欠な付帯設備も対象	
新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所又は、既存の事業所に、水素燃料を活用可能な設備を新設して、脱炭素化を図る	・指定設備のうち、水素燃料を活用可能な設備を導入すること。 ・水素燃料については、10%以上の混焼率で実稼働させること。		New 新設事業 の場合	設備費 工事費（中小企業者のみ） の 1/5を補助【補助金上限額：3億円/事業全体】※水素供給に不可欠な付帯設備も対象	

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

国内の法人および個人事業主（中小企業者等／大企業、その他）

SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る

・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。
・EMSを活用した省エネのEMS活用計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。（原油換算量ベースで2%改善を目安とする）

※ EMS導入を検討する際は、「デジタル・AI技術による省エネ・生産性向上に向けた手引き」を参考資料として確認すること。
参考：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/ai/digital_ai_tebiki.html（経済産業省のウェブサイト）

補助率	
設計費 設備費 の 中小企業者等 は	1/2を補助
工事費 の 大企業、その他 は	1/3を補助

GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」（令和5年7月閣議決定）における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働（グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という。）する取り組みの一環として位置づけられた事業である。
先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。
（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記①②の要件を満たすこと。
（Ⅲ）GX設備単位型に申請する場合は、右記「②低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件」を満たすこと。

❶GX推進への取組に関する要件

・民間企業（※）は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組にかかる意思を表明すること。
・一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO_2排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。

※ 会社法上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）に該当する法人

❷低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

・石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
・交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

（Ⅱ）型・（Ⅲ）型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。また、省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を、SIIが指定するフォーマットにて策定し提出すること。（Ⅳ）型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。
いずれの事業区分においても補助金下限額は30万円/事業全体。

※ 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者（省エネ法特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。
※ 中小企業者等とは、中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）、個人事業主、中小企業団体等及び会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人以下の法人。
※ 大企業とは会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお、大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者（5次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと）
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和7年度報告（令和6年度実績）によるクラス分けの結果」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者。
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者。
※ その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人超の法人。